

# 平成28年第1回甲良町議会臨時会会議録

平成28年2月5日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- |        |   |
|--------|---|
| 第1     | 仮議席の指定  |
| 第2     | 議長の選挙   |
| 追加1-1  | 議席の指定   |
| 追加1-2  | 会議録署名議員の指名  |
| 追加1-3  | 会期の決定について   |
| 追加1-4  | 副議長の選挙について  |
| 追加1-5  | 常任委員会委員の選任について  |
| 追加1-6  | 発議第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議（案）  |
| 追加1-7  | 議会広報特別委員会委員の選任について  |
| 追加1-8  | 議会運営委員会委員の選任について  |
| 追加1-9  | 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙について  |
| 追加1-10 | 大滝山林組合議会議員の選挙について   |
| 追加1-11 | 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙について   |
| 追加1-12 | 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙について   |
| 追加1-13 | 同意第1号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて  |
| 追加1-14 | 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成27年度甲良町一般会計補正予算（第6号））                      |
| 追加1-15 | 議案第1号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                        |
| 追加1-16 | 議案第2号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 |
| 追加1-17 | 議案第3号 平成27年度甲良町一般会計補正予算（第7号）  |
| 追加1-18 | 議案第4号 平成27年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）  |
| 追加1-19 | 議員派遣について  |
| 追加1-20 | 委員会の閉会中における継続審査及び調査について   |

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康

5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	阪 東 佐智男
7 番	宮 寄 光 一	8 番	西 川 誠 一
9 番	丸 山 恵 二	10 番	建 部 孝 夫
11 番	西 澤 伸 明	12 番	木 村 修

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	北 川 豊 昭	教 育 長	橋 本 悟
総務課長	中 川 愛 博	教 育 次 長	山 本 昇
税 務 課 長	上 田 和 光	産 業 課 長	若 林 嘉 昭
住 民 課 長	山 田 禎 夫	建設水道課長	北 坂 仁
総務課参事	宮 川 哲 郎	学校教育課長	藤 村 善 信
企画監理課長	中 川 雅 博	社会教育課長	川 嶋 幸 泰
保健福祉課長	米 田 志保子	人 権 課 長	陌 間 守

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	陌 間 忍	書 記	山 崎 志保美
---------	-------	-----	---------

(午後1時50分 開会)

○**陌間事務局長** 皆さん、こんにちは。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。年長の西川議員をご紹介申し上げます。西川議員、議長席にお願いいたします。

○**西川臨時議長** ご苦労さまです。ただいま紹介を受けました西川です。地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行いますので、よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成28年第1回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙は投票により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**西川臨時議長** 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票で行うことに決定いたしました。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○**西川臨時議長** ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 岡田議員、2番 田中議員および3番 山田充議員を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙の配布)

○**西川臨時議長** 念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○**西川臨時議長** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○西川臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(点呼)

○西川臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

岡田議員、田中議員、山田充議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○西川臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 11 票、無効投票 1 票です。有効投票のうち、木村議員 6 票、西川議員 2 票、西澤議員 1 票、野瀬議員 1 票、山田裕康議員 1 票。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、木村議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○西川臨時議長 ただいま議長に当選された木村議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました木村議員の挨拶があります。木村議員。

○木村議員 突然のことです。ありがとうございますので、あまり準備もできていなくてちょっと申しわけないんですけど、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

このたび、不肖、私、議員の皆様方の推挙によりまして、甲良町議会議長の要職につくことになりました。もとより若輩で、浅学菲才の私にかかる機会を与えていただきましたことは、まことに身に余る光栄でございまして、衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

さて、現在、我が国では急速な少子・高齢化や本格的な人口減少社会が到来しております。このような中で、未来を担う子や孫たちが甲良の地に誇りを持ち、幸せや豊かさを実感し、安心して暮らせる社会を実現するためには、子育て、教育施策の充実、企業誘致、総合的な人口減少対策に取り組まねばなりません。地域住民が安全で安心な生活ができるよう、行政に対しその選択に誤りのないよう慎重審議を期し、不偏不党、公平無私の議会運営に努めてまいりたいと存じております。何とぞ皆様方の絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

ます。ありがとうございました。

- 西川臨時議長 次に、議長が選出されたことにより、議席の変更を行います。議長を12番とし、建部議員を10番、西澤議員を11番に変更します。それでは、移動をお願いします。

(議席の移動)

- 西川臨時議長 ありがとうございました。

これで、私の臨時議長としての職務は全て終了しました。

木村議長と交代します。

木村議長、議長席にお着き願います。

ご協力ありがとうございました。

- 木村議長 ここで、議事の進行上、しばらく休憩をいたします。

(午後2時08分 休憩)

(午後2時28分 再開)

- 木村議長 会議を再開いたします。

議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しましたとおり、新たに日程第1から日程第20までを追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 木村議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配布のとおり、議事日程を追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいまご着席のとおり指定いたします。

追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1番 岡田議員、2番 田中議員を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 木村議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

これより町長の挨拶、行政報告および提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成28年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ全員のご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今般の町議会議員一般選挙に当選されましたこと、心からお祝いを申し上げます次第です。本日ここに町民の大きな期待を担われた議員各位をお迎えして初の議会を開会する運びになりましたことは、町政の運営にとりましてまことに喜ばしい限りでございます。

提案説明に先立ち、皆様もご承知いただいております職員の不祥事により議員の皆様をはじめ、町民の方々に対し大変ご迷惑をおかけいたしましたことをこの場をお借りして、心よりお詫びを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。この件につきましては、十分な調査を行うと同時に、適切な対応をしてまいりたいと考えております。今後とも議員各位のご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

同意第1号は、甲良町監査委員の選任につき同意を求めるものであります。

承認第1号は、平成27年度甲良町一般会計補正予算（第6号）で、7,594万3,000円を追加し、総額37億5,049万7,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第1号は、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第2号は、甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例を制定するものであります。

議案第3号は、平成27年度甲良町一般会計補正予算（第7号）で、歳入歳出それぞれ3,412万円を追加し、補正後の予算を37億8,461万7,000円とするものです。主な補正項目としましては、総務費では災害補償費および区長報酬等の支払区分の変更により、負担金補助および交付金の増、民生費では、自立支援介護等給付費負担金および療養介護施設医療給付費の増、また、下水道会計への操出金の減などを行うものであります。

議案第4号は、平成27年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）で、現予算額内での予算の組み替えによるものでございます。よって、予算額に変更はございません。

以上、簡単でございますが、本日、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決、同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明といたします。

- 木村議長 追加日程第4 副議長の選挙を行います。  
お諮りします。  
選挙は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 木村議長 異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は投票で行うことに決定いたしました。  
議場を閉鎖いたします。  
(議場閉鎖)
- 木村議長 ただいまの出席議員は12人です。  
次に、立会人を指名します。  
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 岡田議員、2番 田中議員、3番 山田充議員を指名いたします。  
投票用紙を配布します。  
(投票用紙の配布)
- 木村議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。  
投票用紙の配布漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 木村議長 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。  
(投票箱の点検)
- 木村議長 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。  
(点呼)
- 木村議長 投票漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 木村議長 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
岡田議員、田中議員、山田充議員、開票の立ち合いをお願いいたします。  
(開票)
- 木村議長 選挙の結果を報告します。  
投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、  
宮寄議員6票、野瀬議員6票、以上とおりです。  
この選挙の法定得票数は3票であり、宮寄議員、野瀬議員の得票数はいずれもこれを超えております。2人の得票数は同数です。この場合、地方自治

法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。宮寄議員、野瀬議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽選器で行います。

岡田議員、田中議員、山田充議員、くじの立ち合いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。宮寄議員、野瀬議員、くじを引いてください。

(くじを引く)

○木村議長 くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに、宮寄議員、次に、野瀬議員。以上のとおりです。1番くじを引いた方を当選人といたします。

宮寄議員、野瀬議員、くじを引いてください。

(くじを引く)

○木村議長 抽選の結果、野瀬議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○木村議長 副議長に当選されました野瀬議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました野瀬議員の挨拶があります。

野瀬議員。

○野瀬議員 ご挨拶申し上げます。このたび、議員の皆様の推挙によりまして、副議長に就任させていただくことになりました。先輩議員が沢山おられる中での副議長就任ということで、責任の重さを痛感いたしております。

ただ、就任したからにはプレミアム商品券問題、税務の不祥事等、問題が沢山あります行政、議会にメスを入れ、どこに問題があったのかという点や再発防止、この辺に尽力したいと考えております。選挙中うたってまいりました甲良の再生、これを実現して、最近悪いニュースばかりでしたけれども、一日でも早く他町に明るいニュースが発信できるよう、微力ではございますけれども、尽力したいと思います。それには、皆様のご協力がなければなりません。ご協力をよろしく願いいたしたいと思っております。

以上で、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○木村議長 ありがとうございます。

ここで、しばらく休憩いたします。20分間、3時10分から始めたいと



思います。

(午後 2 時 5 2 分 休憩)

(午後 3 時 1 6 分 再開)

○木村議長 会議を再開します。

追加日程第 5 常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りします。本件については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配布いたしました一覧表のとおり指名をいたしたいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第 6 発議第 1 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第 1 号 甲良町議会広報特別委員会設置に関する決議(案)。

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 5 日。

甲良町議会議長。

○木村議長 本案に対しましては、私の方から議案説明を行います。

甲良町議会広報特別委員会設置に関する決議(案)。

次のとおり、甲良町議会広報特別委員会を設置するものとする。

1、名称。

甲良町議会広報特別委員会。

設置の根拠。

地方自治法第 1 0 9 条および委員会条例第 5 条。

目的。

議会の審議内容および活動の実態などを広く町民に周知し、町民と議会をつなぐ重要な役割として広報活動の充実を図る。

委員の定数。

5 人。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○木村議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第1号は可決されました。

追加日程第7 議会広報特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りします。本案については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布いたしました一覧表のとおり指名したいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、そのように決定しました。

ここで、各常任委員会および議会広報特別委員会におかれましては、次の休憩中に各委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いします。

ここで、議事の都合により、しばらく休憩いたします。

(午後3時21分 休憩)

(午後3時53分 再開)

○木村議長 会議を再開します。

先の休憩中に、各常任委員会および議会広報特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。その結果、総務民生常任委員長に阪東議員、副委員長に西澤議員、産業建設文教常任委員長に丸山議員、副委員長に宮寄議員、予算決算常任委員長に西川議員、副委員長に山田裕康議員、議会広報特別委員長に野瀬議員、副委員長に阪東議員がそれぞれ互選されましたので、報告します。

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りします。本案については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布いたしました一覧表のとおり指名したいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

議会運営委員会におかれましては、次の休憩中に委員会を開催され、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、しばらく休憩します。

(午後3時55分 休憩)

(午後4時00分 再開)

○木村議長 会議を再開します。

先の休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に野瀬議員、副委員長に建部議員が選任されました。

追加日程第9 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

彦根市・犬上郡営林組合議会議員に、田中議員、岡田議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました田中議員、岡田議員を彦根市・犬上郡営林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました田中議員、岡田議員が彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました。

ただいま彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました田中議員および岡田議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

追加日程第10 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に、建部議員、丸山議員、野瀬議員、私、木村を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました建部議員、丸山議員、野瀬議員、私、木村を大滝山林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました建部議員、丸山議員、野瀬議員、私、木村が大滝山林組合議会議員に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました建部議員、丸山議員、野瀬議員、私、木村が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

追加日程第11 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 ご異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に、阪東議員、山田充議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました阪東議員、山田充議員を湖東広域衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました阪東議員、山田充議員が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま広域衛生管理組合議会議員に当選されました阪東議員、山田充議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選人の告知をいたします。

追加日程第12 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に、西澤議員、私、木村を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました西澤議員、私、木村を彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました西澤議員、私、木村が彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました西澤議員、私、木村が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選人の告知をいたします。

追加日程第13 同意第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 同意第1号 甲良町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成28年2月5日。

甲良町長。

○**木村議長** 地方自治法第117条の規定により、山田裕康議員の退場を求めます。

(4番 山田裕康議員退場)

○**木村議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求める。

住所 犬上郡甲良町大字長寺648番地6。

氏名 山田裕康。

生年月日 昭和36年4月29日生まれ。

山田裕康氏につきましては、平成25年10月28日から平成28年2月4日まで、約2年3カ月、議員として活躍をしていただきました。また、平成26年2月5日からは、産業建設文教常任委員会副委員長としてもご活躍をいただいた経緯がございます。そういうことから、今回の監査委員として同意を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○**木村議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**木村議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○**西澤議員** 山田裕康議員の監査委員の就任について、賛成討論を行います。

前期のプレミアム商品券問題の特別委員会で、私が委員長、そして山田裕康氏が副委員長を務めていただきました。そして、審議の状況、それから打ち合わせの段階でも大変鋭い質問と分析をしていただきました。そういう点では、会計上の処理だけにとどまらず、行政の事務処理の点でもきちっと問題点を指摘するという点では大事な役割ですので、その任務を十分に果たしていただきたいし、そして果たせるものだということで賛成討論とさせてい

ただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第1号は同意されました。

山田裕康議員の入場を許可します。

(4番 山田裕康議員入場)

○木村議長 山田裕康議員に申し上げます。

ただいまの同意案件は同意されましたので、報告いたします。

追加日程第14 承認第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成27年度甲良町一般会計補正予算(第6号))。

上記の議案を提出する。

平成28年2月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 では、表紙裏面をご覧ください。

承認第1号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第6号)について説明いたします。

今回の補正は、7,594万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億5,049万7,000円とするものでございます。内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正で説明いたします。地方債補正につきましては、第2表で説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入16款 寄付金、補正額7,000万円、17款 繰入金2,700万円の減、20款 町債3,294万3,000円。歳入合計、補正前の額、36億7,455万4,000円、補正額7,594万3,000円、合計37

億5,049万7,000円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出、2款 総務費、補正額7,000万円、3款 民生費380万4,000円、10款 教育費157万4,000円、14款 予備費56万5,000円、歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

3ページをご覧ください。

地方債補正でございます。起債の目的、臨時財政対策債、3,294万3,000円、補正後、1億5,887万円、計3,294万3,000円、補正前、1億5,872万7,000円、補正後、1億9,167万円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 補正の範囲を見ますと、義務的経費の計上であります。そして、ふるさと納税に関する納税制度の運用で返礼の品などが既に準備をされ、対外的に約束した重要な事業であると考えます。補正の範囲で妥当と考えるものです。

その上で、冬季の時期の灯油燃料代などの補助を行うべきだったというように私の意見を述べて、賛成討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○木村議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第1号は承認されました。

追加日程第15 議案第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第1号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および



び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年2月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第1号、1枚おめくりください。

甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。説明させていただきます。

甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「町農業事務連絡委員 年額6万2,000円に、その区域内の世帯数に450円を乗じて得た額を加算した額」を削る。

付則。

この条例は、公布の日から施行するというので、農業組合長にお支払いしていました報酬を農業振興交付金として各字の農業組合にお支払いする改正をするものでございます。なお、このことによって農業組合長の非常勤特別職の職がなくなるというものではございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第1号は可決されました。

追加日程第16 議案第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第2号 甲良町行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年2月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第2号、1枚おめくりください。

甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の説明をさせていただきます。

まず、趣旨といたしまして、第1条、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第9条第2項に基づく個人番号の利用および法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第4条で、個人番号の利用範囲を定めております。法第9条第2項の条例で定める事務は、1枚めくっていただきますと、別表第1から別表第2、第3と表をつけさせていただいております。これらの業務に対する個人番号の利用範囲を定めているものでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページでございます。

第5条では、特定個人情報の提供ということで、これは先ほどの別表の第3に係るもので、これは教育委員会がする事務、ここに書かれております事務について、町長からの情報提供をするための条項を定めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用するということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 全協での説明のときにも改めて聞きましたが、番号の記入そのものが義務になっているのかという質問に、最後まで義務になっているという回答はありませんでした。同時に、総務省の方がこの番号が入っていない場合は、役場が記入をして申請を受け付けるということもあり得るという説明がされたと思いますが、改めて義務になっているのか、なっていないのかを答えていただきたい。

もう1つは、各窓口での利用に番号が記入をしていなくても、それぞれの

業務については受け付けられる、従来どおりの申請、窓口の対応でいけるものというように考えますが、番号がなければ手続が全くできなくなってしまうということなのか、それが2点目です。

そして3点目は、義務制、つまりそういうことが義務になって移行をする、そういう番号が書いていなければ、それぞれの窓口で対応ができなくなる、そういう状況が近々ないしはそういう期日が決められているのかどうか、3点、よろしくお願いします。

○木村議長 住民課長。

○山田住民課長 全協で番号法の関係で義務づけかどうかというところをちょっと担当の方に確認をいたしました。番号法では、義務づけられているということで確認をしたところでございます。

議員おっしゃられますように、ただ義務づけでございますので、番号を記入していただく際に、申請者に対して丁寧な説明をさせていただくというようなことをいたしまして、どうしても個人番号の提供をいただけなかったことを理由に、その申請を拒否するということではないというような通達と言いますか、連絡事項が参っているというのが現状でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 現在でも返戻件数が263、そのうち町に現在でも残っているのが146人。つまり、146人は個人番号がわかっていない方ですよね。当人に通知されていない。そういう段階で、そういう人の番号を記入してもらおうということはありません、できない状況でして、そういう点では全協での説明では、1月5日から始まっているということなんです、その義務的な扱いがもう既に始まっているのか。そうすると、この146人の方は取り残されている格好ですよね。それは、どういう扱いになるのか、説明をお願いします。

○木村議長 住民課長。

○山田住民課長 全協で申し上げましたように、住民課の所管する部分だけでまずご説明をしたいと思いますが、まず1点は、個人番号を必要とするときというのは、申請主義でございますので、ご本人さんがそういった必要なときに役場の方に出かけていただくということが第一義でございます。したがって、役場の方から個人番号が必要で手続をしなければならぬといったような手順にはなっていないということがまず1点でございます。

それから、146名の不通知者の方については、いったん郵便局から簡易書留で行っているんですが、例えば宛名不在でありますとか、あるいは不在で郵便局に1週間以上とまっておりますと、役場の方に返ってくるというよ

うなシステムになっておりまして、その後、通知をさせていただいて、役場にありますからとりに来てくださいます。それでもまだとりに来ていただいている方が146名おられるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○木村議長 ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 8番 西川です。いろんな問題が絡むわけですけど、地に落ちた甲良町行政というようなところが一番心配なところであるんですが、一からの出直しが必要だと私は思っております。

税務課職員の不正が発覚しましたが、このマイナンバー方式が採用されていくわけですが、現状で所管する項目が多岐にわたっていますよね。その辺でパソコン利用の規則はできているのかどうかということと、これは何人が扱っていかれるのか。それと、悪用されることはないのか。情報漏れが一番心配なことなんです、その辺の対策はどういうふうにされているかお聞かせください。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 パソコンの対策ということですね。特定個人情報を扱うパソコンとそれ以外のシステムを扱うパソコンをいったん12月に分けまして、今はそれで対応しています。今後は、個人情報以外のパソコンも外部に接続するのと、それ以外にするのに分けるような段取りはしております。

○木村議長 ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 8番 西川です。今、答えが全部出ていないんですけど、何人がされるのかということ。関係して、作業されていくのかということ。それと、情報漏れが一番心配なことなんです、その辺の規則、不正行為に対する規則等は今は設けてあるのかどうか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 12月議会で、個人情報の条例がありまして、そのときに特定個人情報の取り扱いということで改正はさせてもらってますし、今現在、パソコンの関係のセキュリティポリシーというのを作成中で、もうすぐできる予定もしていますし、それに基づいてちょっと認証制度のことも今、検討はしております。

人数につきましては、ちょっと今、手持ち資料がないので報告することはできませんが、整理はできております。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。この議案ですけども、全面的に否定するつもりはございません。ただし、先日の職員の不正等によって、どうなるかわからないという状況もあります。先ほど、システムのにももう少し検討を今、詰めている最中というところですし、職員のモラルというところでももう少し詰めないといけないと私は思っております。早急にこれを決めるんじゃないしに、もう少ししっかりシステムなり、人の意識、この辺を正していただいて、この議案を再度提出していただくことであって、私は反対とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 ただいまの質問でも明らかになりましたが、個人番号を記入することによって、手続上に実質上の不利が生じることがないことがわかりました。もちろん、義務というようになっていますが、それがなければ手続が前に進まないという状況ではありません。ましてや、返戻件数、それから現在まだその番号が本人に届いていない枚数がまだある状況で、全町民が受けるというようになりません。そして、公平な扱いとはならないと思うんです。

もう1つは、やはり個人情報漏えい、これが一番心配され、不安になっているところで、職員の着服事件が起きました。その経過から見ますと、危機管理が本当に不十分、ずさんだったというのを真摯に反省しなければなりません。しかも、数カ月の着服ではなくて、2年ないしは1年というように言われて、さらに彼が任務についていた7年間もどうだったのかと。全くわからないまましていたのか、それとも薄々わかりながら内偵することさえ怠っていたのかという点では、幹部職員、それから町長そのものの管理責任が鋭く問われます。

そういう中で、個人情報の流出が心配される、この個人番号法について急ぐ必要はない。国の制度に合わすという点では、私もやむを得ない部分がありますが、甲良町において急いでこの条例を整えるということは必要ないと思いますし、野瀬議員が言われたように、その信頼性がきちっと回復することと、それから危機管理、そして漏えいの危険がない状況を町民に、議会に説明をするということが大前提だと思いますので、反対討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立少数であります。

よって、議案第2号は否決されました。

追加日程第17 議案第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第3号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第7号)。

上記の議案を提出する。

平成28年2月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 それでは、表紙をおめくりください。

議案第3号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第7号)。

今回の補正は、3,412万円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億8,461万7,000円とするものでございます。内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正で説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入、11款 分担金および負担金、補正額26万円、13款 国庫支出金464万6,000円、14款 県支出金234万9,000円、15款 財産収入2,592万5,000円、19款 諸収入94万円。歳入合計、補正前の額、37億5,049万7,000円、補正額3,412万円、合計、37億8,461万7,000円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出、2款 総務費、補正額853万2,000円、3款 民生費950万8,000円、4款 衛生費ゼロ円、6款 農林水産業費62万円、8款 土木費1,800万6,000円、10款 教育費 191万9,000円、13款 諸支出金390万円の減。

3ページをご覧ください。

14款 予備費56万5,000円の減。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 何点かお尋ねをします。

1つは、町長報酬の50%カット、3カ月の減給が条例で可決をしました。ところが、専決処分の中にも、それから補正予算の中にも記入がないように思いますが、これが計上されているのかどうか、それが1つです。

それから、2つ目は、9ページの改良住宅の処分収入です。全協でも言いましたが、進捗状況、つまり行政としてはこういう計画で分譲事業を始めていくという基本線は出ましたが、現在の進捗状況、これを20戸についてどういう状態でこの金額が出ているのかという、やっぱり明細を出して、全協でも言いましたように、最終章に入っています、第3コーナーに入って、同和対策事業が公平に終わる、公正に終わる、こういうことを見届ける必要がありますし、町民合意を何よりも大事にする点では、その中身が必要だと思いますので、2つ、お尋ねをしておきます。

○木村議長 総務課参事。

○宮川総務課参事 全協の方では説明をさせていただかなかったんですが、総務費の中に特別職の給料として99万円減額しております。

10ページの歳出のページをご覧ください。

その右側の説明の欄、2段目になります。特別職給料、三角の99万円となっております。こちらが、特別職の給料の減額でございますので、イコール町長の減給の分でございます。

○木村議長 人権課長。

○陌間人権課長 改良住宅の譲渡につきましては、全協で資料提出を求められましたが、時間の関係でちょっと作成することができませんでした。改良住宅につきましては、現在114戸ございまして、そのうち20戸の方が譲渡できる状態になりましたので、今回、譲渡についての補正を出ささせていただきまして、この20戸の方についての譲渡を進められるようになるので、何とぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。私は、専決処分するときにも言いましたように、今の子育て支援、それから暮らしの支援、物価の値上がり等があります。そ

して、12月にはさまざまにプレミアム問題で揺れました。1万、2万をすっと出せる人が買える、ないしはまた、大量に購入するという点で、貧困者はもう脇に置かれてきたわけです。そういうことから見ますと、町長みずからがそういうところに加わってやっていることもあります。減給という形で処分を自分に課したわけですが、町民に対してはどうなのかという点では、この冬季の燃料代、灯油代とかそういう手当をしなければならないと私は思っています。

母子家庭、それから失業、高齢で病気がちでなかなか収入が思うように上がらない方への支援策を特別にやっぱりしなければなりません。そして、子育て支援については、戦略会議がされていますが、戦略会議の結論を待つまでもなく、甲良町としては消滅する町かと言われるぐらいですから、総合的な子育て支援や定住が進む方向を町政が提示をする。そして、プレミアム問題や今度の税金の着服事件で、本当に信頼がされていません。町民のことをしっかりと考えているというメッセージを町民の中に示していく必要があります。その1つだけでできるわけではありませんけれども、その一步一步を進めるといふ点では、私は姿勢が見られませんし、総合的に見て99万の3カ月が計上されていますけれども、町民への暮らし支援、それから、子育て支援で人口減少に歯どめをかけていくという見通しの点で一步踏み込んでいないこともあわせて、反対討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第3号は可決されました。

追加日程第18 議案第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第3号 平成27年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成28年2月5日。



甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○北坂建設水道課長 それでは、表紙裏面をお願いいたします。

平成27年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明させていただきます。

収益的支出でございます。第1款 事業費用、既決予定額が2億1,641万6,000円、補正予定額がゼロ円で、補正後の予定額と同額でございます。予備費充用により組み替えを行うものでございます。第3条の議会の議決を得なければ流用することのできない経費というところで、職員給与費、既決予算額が1,477万9,000円、補正予定額が71万8,000円、合計、補正後が1,549万7,000円でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第4号は可決されました。

追加日程第19 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布しておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第20 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしました

文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申し出がありました。  
お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日は、初議会ということでございまして、朝から長時間にわたりまして、大変ご苦労さんでございました。選挙が6件、同意が1件、承認が1件、議案が4件、計12件。そのうち残念なことに、1件は否決ということになりましたが、今後そういう否決案件についてもしっかりとそのことについての精査をさせていただいて、ご承認いただけるように取り組んでいきたいなども思っております。

今日は、選挙におきまして木村議長、野瀬副議長が選ばれました。これから皆さん、申し合わせをされているそうでありますので、1年間、大変ご苦労さんですが、頑張っていたきたいと思えます。常任委員会の方は、2年が一応任期ということでございます。現在の構成で2年間はそれぞれの委員会としてご活躍をいただくということにもなります。

いろいろな議員の皆さんから意見をいただいておりますように、甲良町にとっても信頼を損なうようなことがたびたび発生しております。信頼回復に向けて、今後、職員一丸となって頑張っていきたいと思えますので、議員各位におかれましても今後ともご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

なお、この本会議が終わりましたら、職員の不正の件について、第一会議室の方でまたご説明をさせていただくという手はずになっておりますので、休憩後は第一会議室の方にお集まりいただきたいと思えます。本当にご苦労さんでございました。

○木村議長 これをもって、平成28年第1回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後4時49分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 木 村 修

署 名 議 員 岡 田 隆 行

署 名 議 員 田 中 章 浩